

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更(公園都市政策課)
指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了()
- ◇ 選管告示 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇ 政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部の改正
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 正 誤 平成八年四月一日付鳥取県規則第三十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百五十九号

鳥取県土地利用基本計画を平成九年三月三十一日変更したので、国土利用計画法(昭

和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、告示する。

平成九年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中福部村の都市地域並びに鳥取市、福部村、郡家町及び青谷町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部公園都市政策課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百六十号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
西伯町	西伯郡西伯町大字倭四八二	西伯町訪問看護ステーション	西伯郡西伯町大字法勝寺三七七	平成九年四月一日

鳥取県告示第二百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

十条第一項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成九年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画用途地域

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第二百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年八月二十日 鳥取県指令鳥土維第五百六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町宮下三〇〇

上山 俊顕

鳥取県告示第二百六十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年四月二十一日から施行する。

平成九年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

米子中央出張所

米子市富士見町二丁目

を

米子中央出張所

米子

角盤町二丁目
に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成八年十一月二十九日付鳥取県選挙管理委員会告示第百二十三号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のとおり訂正する。

平成九年四月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 亮

「政党の支部」の部自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部のふち「収入総額 10,024,000円」を「収入総額 12,024,000円」に、「本年収入額 10,024,000円」を「本年収入額 12,024,000円」に改め、同部自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部のふち「自由民主党本部 10,000,000円」を「自由民主党本部 12,000,000円」に、「合計 10,024,000円」を「合計 12,024,000円」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年四月八日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社タイヨー
		東京都台東区東上野一丁目12-2	
	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名
	回胴式遊技機	規則第6条第2号	ジーワンクイーン
		製造業者名	検定番号
		株式会社タイヨー	640322
		有効期間	
		平成9年4月8日から3年間	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年4月8日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（2のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

- 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成9年5月21日 午前10時00分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村、倉吉の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成9年5月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察 署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
- (1) 講習時間
- ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地为管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
- ア 初心者講習 6,000円
 - イ 経験者講習 2,400円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印はしないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成八年四月一日公布の鳥取県規則第三十二号(鳥取県事務処理権限規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 課 正

二 下 後ろから五 第五条 第六条